

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	新しい公的資金制度の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置
15年度 重点施策	金融審議会できりまとめ

2．政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融システムの安定が確保されていること
重点目標	金融機能の安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること

3．政策の内容

現下の経済情勢の下、地域経済の活性化等が課題となる中で、我が国の金融機関においては、企業再生や不良債権問題への対応などリスク対応のための体力を高めることが重要となっています。

このため、金融審議会における検討も踏まえ、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資するよう、金融機能強化のための時限的な公的資金制度を創設することとしました。

4．平成15事務年度における事務運営についての評価

金融機関の資本の自力調達が必ずしも容易でない中で、金融機能強化のための時限的な公的資金制度の創設により、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取組みに対して公的な支援を行うことが可能となり、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資するものと考えられます。

特に、本制度においては、株式等の引受け等に関する申込みがあった場合には、「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」を盛り込んだ経営強化計画の提出を求めた上で、地域における金融の円滑化等が見込まれるかどうか厳正に審査することとされているとともに、株式等の引受け等を行った場合には、同計画の履行状況をフォローアップすることとされており、こうした取組みにより、地域における金融の円滑化や中小企業の再生が図られるものと考えられます。

5．今後の課題

今後、株式等の引受け等に関する申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運

用を図っていく必要があります。

このため、平成 17 年度において、所要の政府保証枠の要求を行う必要があります。また、適切な運用を確保していくための機構定員要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組み（法律の適切な運用を図る等）を行う必要があります。